

佐賀県規則第39号

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則を廃止する規則

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則（平成22年佐賀県規則第43号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。